

岩手県告示第 310 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成 19 年 4 月 3 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 奥州市水沢区黒石町字正法寺 150 の 3、150 の 13、衣川区畦畑山 18 の 1 から 18 の 10 まで、18 の 12 から 18 の 40 まで、18 の 44 から 18 の 48 まで、18 の 53 から 18 の 57 まで、18 の 59、18 の 61 から 18 の 64 まで、18 の 70、国見 30 の 1 から 30 の 9 まで、69 の 1、70 の 1 から 70 の 5 まで、72 の 1、73、下大森 198 の 23 から 198 の 25 まで、198 の 28 から 198 の 40 まで、198 の 53、198 の 65、198 の 68、198 の 69、198 の 76、198 の 132、198 の 159、198 の 164、198 の 167 から 198 の 181 まで、長塚 99、増沢 272 の 1・272 の 9 から 272 の 17 まで・273 の 1（以上 11 筆国有林）、272 の 2 から 272 の 8 まで、273 の 13 から 273 の 37 まで、273 の 39 から 273 の 114 まで、274、後山 18 の 1、18 の 13、18 の 22 から 18 の 24 まで、18 の 28、18 の 32、18 の 33、18 の 46、18 の 47、18 の 63 から 18 の 69 まで、餅転 85 の 1（国有林）、85 の 18、85 の 19、85 の 25、本巻 146 の 1、146 の 3 から 146 の 5 まで、146 の 7 から 146 の 11 まで
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 盛岡市新庄字中津川 21 の 29（国有林）、8、10、11、12 の 1 から 12 の 5 まで、13、14、16、19、20 の 1、20 の 9 から 20 の 12 まで、21 の 1、21 の 27、21 の 28、22 の 1、23 の 1、25 の 1
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 盛岡市新庄字中津川 17、18、20 の 3、20 の 5、20 の 7、20 の 8、22 の 6、24 の 7、31 の 2、40 の 2、47 の 2、48 の 10、48 の 16、48 の 17、48 の 20、48 の 24 から 48 の 26 まで、48 の 28、49、50、51 の 2、52 の 2、字小貝沢 1 の 9 から 1 の 11 まで、8 の 2、8 の 3、19、23 の 10、40 の 6
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 岩手郡岩手町大字川口第 32 地割字機屋 36 の 9、36 の 14、36 の 15、36 の 17

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

備考 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県農林水産部森林保全課並びに関係市役所及び岩手町役場に備えておいて縦
覧に供する。